令和7年度 第1回富山県最低賃金専門部会議事録

1. 日 時

令和7年7月30日(水) 15:20~15:45

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

4. 議事次第

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 富山県最低賃金専門部会運営規程(案)について
- (3) 富山県最低賃金審議運営事項について
- (4) 専門部会の審議日程(案)について
- (5) 参考人の意見聴取について
- (6) 生活保護関係資料について
- (7) その他

5. 資 料

別添のとおり

6. 議事内容

[山田賃金室長補佐] ただ今から、令和7年度第1回富山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、すべての委員が御出席ですので、全委員の3分の2以上又は公労使各側委員の3分1以上という定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

今日の専門部会は、第1回目でございますので、部会長が選出されるまでの間、事務局 が議事進行を務めさせていただきます。

初めに、専門部会委員を御紹介します。資料No.1を御覧ください。 お名前のみ紹介させていただきます。

公益代表委員は、柳原委員、両角委員、吉田委員の3名です。

労働者代表委員は、石田委員、大森委員、黒川委員の3名です。

使用者代表委員は、寺山委員、広上委員、野中委員の3名です。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事1の部会長及び部会長代理の選出についてでございます。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項により準用する第 24 条に基づき公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっておりますが、当審議会におきましては、慣例により、労使各側委員の代表の話合いによって決定しておりますので、今回も同様の方法に依りたいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[山田賃金室長補佐] 御異議はないようでございますので、労使各側委員の代表に話合いをしていただくこととなりますが、あらかじめ調整済みと伺っておりますので、労使いずれかの委員から、発表していただきたいと存じます。

[石田委員] 私から発表させていただきます。

部会長は両角委員に、部会長代理は柳原委員にお願いします。

[山田賃金室長補佐] 部会長に両角委員、部会長代理に柳原委員とのことでございますが、御異議はございませんでしょうか。

[公労使各側委員] 異議なし。

[山田賃金室長補佐] 異議なしとのことでございますので、部会長は両角委員、部会長 代理は柳原委員と決定されました。

それでは、以後の議事進行は両角部会長にお願いいたします。

[両角部会長] ただ今、部会長に選出されました両角でございます。精一杯務めさせて させていただきますので、労使各側委員の皆様には御協力をよろしくお願いいたします。

また、部会の運営に当たりましては、全会一致になるよう合意形成に努めてまいりたいと存じます。

それでは、議事に移ります。

議事2の富山県最低賃金専門部会運営規程(案)についてですが、事務局から説明して ください。

[成田賃金室長] 資料No.2として、富山県最低賃金専門部会運営規程(案)をお配りしております。内容につきましては、昨年のものと変更はございません。

第1条では、専門部会の運営は、最低賃金法、最低賃金審議会令に基づくほか、この運営規程に拠ることとしております。

第2条、会議の招集は、部会長が必要と認めた時、委員から開催の要請があった時に部 会長が招集いたしますが、この要請につきましては事務局を通じていただければと存じま す。

第3条の委員の欠席につきまして、第1項、第2項でテレビ会議システムによる出席について規定しております。

審議に参加することは可能であるものの、やむを得ない事情でお越しになれない場合など、例外的な運用と考えておりますので、原則、御出席をお願いします。

第3項、第4項で欠席の場合は、部会長へ報告を求めていますが、事務局を通じていた だければと存じます。

第5条、めくりまして第6条では部会と議事録の公開について規定しています。

原則、公開といたしますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合等、ここに記された要件に該当する場合は部会長の職権により非公開とすることができるとしています。

第8条、専門部会につきましては、最低賃金審議会令により任務を終了したときは廃止すると規定されているため、審議会の答申に対する15日間の異議申出期間が満了したときをもって廃止することとしています。

第9条、その他として、運営規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し 必要な事項は、専門部会の議決に基づいて定めることとしております。このため、この後、 議事3にて富山県最低賃金審議運営事項(案)についてお諮りいたします。

最後に、第10条で、この規定の改廃は専門部会の議決によることとしております。 皆様、資料No.2を御一読いただきますようお願いします。

御確認いただけましたでしょうか。

以上です。部会長、よろしくお願いいたします。

[両角部会長] ただ今の説明について、御意見や御質問はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] 御意見等がないようですので専門部会運営規程(案)につきましては、 原案どおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

「労使各側代表委員 異議なし。

「両角部会長 それでは、原案のとおりと決定いたします。

ただ今議決された運営規程第5条、第6条で会議及び議事録は原則公開とする一方、規程に列記された事情がある場合は、部会長の判断で非公開とすることができるとされています。

これらの規定に基づき、本専門部会においては、公労使三者が集まって議論を行う全体 での審議・議事録については、公開したいと思います。

一方、公労、公使といった二者での個別での審議に関しましては、第5条と第6条で定める率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当すると考えられますので、非公開としたいと思います。

よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] それでは、本専門部会においては、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議・議事録は公開といたします。また、公労、公使といった二者での個別の審議については非公開といたします。

次に、議事3の富山県最低賃金審議運営事項(案)についてですが、これにつきましては、本専門部会委員も出席された第2回本審で既に議決されておりますが、今ほどの事務局説明のとおり、改めて専門部会の議決が必要とのことです。

改めまして資料No.3富山県最低賃金審議運営事項(案)につきましては、原案どおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[両角部会長] それでは本専門部会は、富山県最低賃金専門部会運営規程と富山県最低 賃金審議運営事項に基づいて運営していくことになりますので、よろしくお願いいたしま す。

続きまして、議事4の専門部会の審議日程(案)についてですが、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 富山県最低賃金専門部会の審議日程(案)について説明いたします。 資料No.4を御覧ください。

専門部会の審議日程につきましては、第3回本審でも説明させていただいたところですが、改めて御説明いたします。

本日の第1回専門部会では、当初予定しておりました労使各側の基本的主張、金額審議は第2回専門部会の議事とし、この後、会議次第に従い議事7まで行いたいと考えています。

次回、第2回専門部会の開催日についてですが、御案内のとおり中央最低賃金審議会から目安額の答申が遅れており、本日に至っても示されておりません。

この目安の位置づけにつきましては、令和5年の中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会で地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとされております。

このため、目安を参考にするとすれば、目安が示された後に金額審議を行うことが妥当ではないかと考えております。

また、委員の負担も考慮した適正な審議日程とするため、2つのパターンで御提案いたします。

まず、8月4日(月)までに目安が示された場合です。

第2回専門部会は、8月4日(月)午後2時30分から予定しております。

事務局から目安の伝達を行い、労使各側委員の基本的主張及び金額審議をお願いしたいと考えています。

その後、第3回は8月7日(木)午後1時30分から、第4回は8月8日(金)午後2時30分からとする日程を組んでいます。

第4回までに結審しない場合は、予備日として8月18日(月)午後1時30分から日程を確保しています。

ここでも結審しない場合は、別途、日程調整させていただきます。

次に、8月4日時点でも目安が示されなかった場合です。

この場合、今ほど説明いたしました日程を順次繰り下げ、第2回専門部会は、8月7日 (木)午後1時30分から、第3回は8月8日(金)午後2時30分から、第4回は8月18日(月)午後1時30分からとする日程とし、第4回で結審しない場合は、別途、日程調整させていただきます。

以下4点ほど、資料には書いていない点について補足いたします。

1点目です。8月4日の部会を見送る場合は、事務局から委員へメール又は電話にてお知らせします。

2点目です。この資料No.4には、専門部会開催は第4回までとしその後は予備日として 記載していますが、仮に第3回までに専門部会が結審した場合、その後に予定している専 門部会は開催いたしません。

3点目です。専門部会において全会一致で結審した場合は、富山県最低賃金審議運営事項の記の3に基づいて、最低賃金審議会令第6条第5項が適用され、専門部会の決議が本審の決議となりますことから、結審する回の専門部会において答申まで行うこととなります。

4点目です。8月8日までの専門部会で結審した場合、改正最低賃金の発効日は、公示の日から起算して30日を経過した日に発効する法定発効であれば、最短で10月4日発効となり、8月18日の結審となりますと、10月12日の発効となります。

なお、発効日は指定することも可能であり、必要であればこの方法に依ることもあり得ることを申し添えます。

説明は以上です。

[両角部会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問等はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] 御意見等がないようですので、審議日程(案)につきましては、原案どおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[両角部会長] 御異議がないようですので、専門部会の審議日程につきましては、原案のとおりといたしたいと存じます。よろしくお願いします。

次に、議事5の参考人からの意見聴取についてですが、第3回本審において労働団体から提出された意見書について事務局から報告がありました。

運営事項の記の2では専門部会で特に必要と認める場合は、直接参考人から意見聴取を 行うとされています。 意見書には必要十分な内容が記載されているため、直接の意見聴取は不要と考えますが、 いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] 御異議がないようですので、直接の意見聴取は行わず、意見書の内容を 今後の審議の参考とさせていただきたいと存じます。

それでは、議事6の生活保護に係る施策との整合性について事務局から説明をお願いします。

[成田賃金室長] お手元の資料No.5を御覧ください。

最低賃金法9条では、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費を考慮して定めなければならないと規定すると同時に、この労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮すると規定しています。

このため、事務局にて富山県における生活保護費と最低賃金額を比較しましたので、そ の結果を御報告いたします。

まず、具体的に比較した対象ですが、資料No.5、1の(1)(2)のとおり令和5年度に富山県内の18~19歳の若年単身世帯にひと月当たり支給された生活保護費と2の前提のとおり令和5年10月以降に富山県内において最低賃金で働いた場合の1か月の収入、手取額を比較しています。

それでは、1(3)を御覧ください。ここでは令和5年度 県内の若年単身世帯にひと月当たり支給された生活保護費の計算を行っています。

生活保護費は、生活扶助と家賃などの住宅扶助からなり、生活扶助には1類費、2類費、2類費冬季加算及び期末一時扶助費があります。1類費とは食費など個人単位で消費する生活費、2類費とは水道光熱費など世帯単位で消費する生活費で、2類費冬季加算は暖房費などを指します。期末一時扶助費とは年末に増加する食費などに対する扶助を指します。

以上の生活扶助の基準額のうち、1類費と2類費については富山市・高岡市とその他の地域で額が異なるため地域の人口による加重平均値を算出し、2類冬季加算と期末一時扶助費については月平均額を算出しました。それらの額が①から③です。

次に住宅扶助としまして、住宅扶助実績値を単身被保護世帯で除して算出したものが④です。

以上、①から④を合算した額が下線を付した、95,378円となります。

一方の最低賃金額はといいますと、2 を御覧ください。令和5年10月に改正された最低 賃金は948円で、週40時間働いた場合の手取り額は、948円に月平均所定労働時間173.8 時間を掛け、税金・社会保険料の控除を見込んだ可処分所得割合0.807を掛けた、132,963 円となります。

これらを比較した結果、令和5年度に富山県内の若年単身世帯に支給された生活保護費は月当たり95,378円で、一方の令和5年10月以降に富山県内において最低賃金で働いた場合の1か月の手取り額は132,963円ですので、最低賃金額が生活保護費を上回っているという結果となりました。

以上です。

[両角部会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] それでは、特になければ、議事7のその他ですが、ここまでの議事に関連して、御意見や御質問など、何かございますか。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] 事務局から何かありますか。

[山田賃金室長補佐] 1点ございます。議事4でも御説明いたしましたが、次回、第2回専門部会は、8月4日(月)までに目安が示されておれば、8月4日(月)午後2時30分から、目安が示されない場合は、8月7日(木)午後1時30分から、こちらの大会議室にて開催いたします。

8月4日の開催を見送る場合は、事務局からメール又は電話にて御連絡を差し上げます。以上です。

[両角部会長] 以上で、本日予定していた議事はすべて終了しました。

最後に、議事録確認担当委員を決めておきたいと存じます。

議事録確認担当委員は、正確性を確保するため私のほか、労使各側から1名ずつお願い しております。

議事の全体の流れ及び各側からの発言内容等を総合的に御確認いただく観点から、全ての専門部会を通して

労働者代表委員からは石田委員使用者代表委員からは寺山委員

にお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[寺山委員] 1点、確認よろしいでしょうか。

今年の目安についてですが、7月31日(木)の第5回目安で決まれば問題ないと思いますが、例えば8月1日(金)までずれ込むというような場合、8月4日(月)の専門部会の開催に関することは、4日の朝までに連絡いただけるということでよろしいでしょうか。

[成田賃金室長] 事務局としましては、8月1日(金)中には御連絡させていただきたいと考えております。

[寺山委員] 分かりました。ありがとうございます。ちなみに8月1日(金)には目安が示されると考えてよろしいのでしょうか。

[成田賃金室長] そのように期待しております。

[両角部会長] スケジュールが難しくなってきていますが、皆様よろしくお願いいたします。それでは、本日の審議はこれで終了いたします。お疲れ様でした。